

高齢ドライバー 初心を忘れず安全運転

前方の信号が「青」でも、安全を確かめましょう！



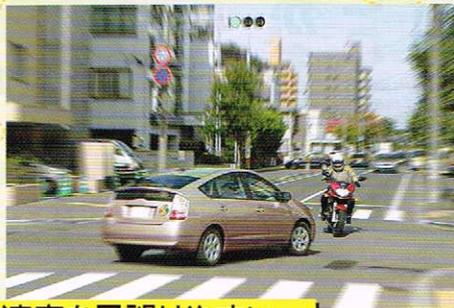
先々の渋滞などのため、前の車が急にブレーキを踏むかも…

「止まれ」の標識で必ず止まり、確実に安全を確認しましょう！



特に通り慣れた道路では、油断して一時停止を怠りがち…

右折するときは、対向直進車が通りすぎるまで待ちましょう！



視機能の低下などで対向車との距離や、その速度を見誤りやすい…

70歳以上のドライバーは、高齢者マークをつけましょう！

- ◆車の前面と後面に取りつけましょう。
- ◆マークをつけた車への幅寄せや割り込みには罰則が定められています。



平成29年3月12日施行
★道路交通法一部改正★

75歳以上のドライバーに対する認知機能のチェックが強化

- 認知機能検査で「認知症のおそれあり」と判定されたドライバーは全員、医師の診断を受けることになります

★改正前は、75歳以上のドライバーが免許証更新前に受ける「認知機能検査（講習予備検査）」で『認知症のおそれあり』と判定されても、信号無視や一時不停止などの違反行為がなければ医師の診断を受ける必要はありませんが、改正後は、『認知症のおそれあり』と判定された人は全員、医師の診断を受けることになります。



- 信号無視や一時不停止など「認知機能が低下すると行われやすい違反行為」をしたドライバーには、臨時に認知機能検査を実施します

★「臨時認知機能検査」の結果、

- ①『認知機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性がある』と判定された人には、検査結果を踏まえた高齢者講習が臨時に行われます。
- ②『認知症のおそれあり』と判定された人は医師の診断を受けることになります。